

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音の規制基準を2のとおり定める。

なお、関係図面（別図を含む。）は、掛川市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

掛川市長 松井三郎

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

別表の区域の欄に掲げる地域及び区域（港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により定められた分区内の地域及び区域を除く。）

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	規 制 基 準		
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

1 第1種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

2 第1種区域と第3種区域若しくは第4種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30メートル

ルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

備考 この表において、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、別表の区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

区		域	
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第1種低層住居専用 地域	第1種中高層住居専 用地域	近隣商業地域 商業地域	工業地域
第2種低層住居専用 地域	第2種中高層住居専 用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域内の用 地地域の定めのない 地域（別図に掲げる 区域を除く。）	準工業地域 都市計画区域内の用 地地域の定めのない 地域（別図に掲げる 区域に限る。）	

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいい、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域は同法第5条の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域をいう。